

## 札の辻界隈の道路状況調査

### 都市計画道路の状況



### 地区内の狭路道路について

- 1 八木札の辻周辺には、4m 未満の狭路道路に面している敷地が多い。
- 2 その狭路道路も、建築基準法第 42 条 2 項道路にも該当しない道路がある。
- 3 そのため、建築基準法の道に接道していない敷地もあり、建物の老朽化に伴い建て替えをしようとしても建築確認申請できない。
- 4 このような状況のため、老朽化した木造住宅や空き家・空き地が増え、地区の活性化を阻害するとともに、交通上、防災上等の問題を抱えている。

### 八木札の辻周辺の都市計画道路の状況

|   | 路線名     | 幅員(m) | 備 考        |
|---|---------|-------|------------|
| 1 | 檜原中道路線  | 18    | 現国道24号線    |
| 2 | 八木見瀬線   | 12    | 旧下つ道       |
| 3 | 新賀八木線   | 12    |            |
| 4 | 八木北町線   | 16    |            |
| 5 | 曾我木原線   | 12    | 旧横大路・旧伊勢街道 |
| 6 | 畝傍駅前通り線 | 12    | 現国道165号線   |

地区はこれら 6 つの都市計画道路により 4 つの格子状ブロックに分けられ、ひとつのブロックは、200m× 200m～250m× 250m である。

### 道路整備方針

- 1 旧街道は歴史的景観を良く残している。歴史的な街道として、その景観を維持しながら整備する。そのため、現在、旧街道は都市計画道路に決定されているが、決定時期と現在とは、檜原市中心市街地の状況が変化しており、路線及び幅員について再検討をする。
- 2 地区内の道路網については、125m 程度のグリッドを区画道路 (6m) で区画し、その内側については、現道路の法線を活かしながら、幅員についても機能面を配慮したものとする。
- 3 狭路道路については、建て替えを促進できるように、建築基準法第 42 条 2 項道路のみではなく、第 42 条 3 項道路の指定、第 43 条の 2 の条例化も検討することが必要である。